

カード規約のご案内

日頃より、りそなカード《セゾン》をご愛顧いただき誠にありがとうございます。この規約にはカードをご利用いただく際の決まりやご注意いただきたいこと等の重要なことが記載されておりますので、ぜひご一読ください。

個人情報取扱いに関する同意条項

申込者(以下契約成立時以降に申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)は、以下の本同意条項およびりそなカード《セゾン》規約等(特約を含む)に同意の上申込みをします。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)会員は、今回の申込みを含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。当社の公表している利用目的については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。なお、各取引が当社と第三者と提携して発行するクレジットカードである場合、会員は、当該第三者と会員との規約に基づき当該取引の申込書に記載した会員の情報等を当該第三者が収集・保有・利用することに同意します。

- ①各取引所定の申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況および申込書以外で会員が当社に届出た事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
- ④各取引に関する申込みおよび支払途上における会員の支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
- ⑤各取引において会員からの問合せにより当社が知り得た情報(通話情報を含む)
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律および貸金業法に基づき、会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票を取得した場合には、その際に収集した情報
- ⑧各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨官報や電話帳等一般に公開されている情報

(2)当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

第2条(営業活動の目的での個人情報の利用とその中止の申出)

(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②の個人情報を利用することに同意します。

- ①当社のクレジットカード関連事業(キャッシング等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)ならびに、その他当社の事業におけるサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
- ②当社以外の第三者(加盟店等)から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内
- ③当社のクレジットカード関連事業ならびに、その他当社の事業における新商品・既存商品・サービス情報のお知らせ
- ④当社のクレジットカード関連事業ならびに、その他当社の事業における市場調査、商品開発

(2) 会員は、当社が下記の当社の提携会社等（個人情報の提供に関して契約を取り交わした企業に限る）に、下記の目的のために第1条(1)の個人情報の保護措置を講じた上で提供し、提携会社等が自己の事業活動のために利用することに同意します。

（当社の提携会社等）

株式会社りそな銀行

株式会社埼玉りそな銀行

株式会社近畿大阪銀行

（利用目的）

商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

(3) 会員は、(1)(2)による同意をした場合であっても、いつでも当該情報の利用中止の申出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内、およびその同封物についてはこの限りではありません。

第3条(利用内容・取引内容の共有)

(1) 会員は、第2条(2)の提携会社等が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた提携会社商品の優遇サービス等の提供を申出する場合ならびに会員がそのサービスを利用する場合において、会員の本カードの利用内容を、当社と提携会社等において共有することあらかじめ同意します。

(2) 会員は、当社が会員に対して第2条(2)の提携会社等における会員の取引内容に応じた当社商品の優遇サービス等、当社のサービスを提供する必要がある場合において、会員の提携会社等の取引内容を、当社と提携会社等において共有することあらかじめ同意します。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申出は、第7条記載の問合せ窓口へ連絡する方法で行うものとします。

第4条(個人情報情報機関への登録・利用)

(1) 会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報機関」という）および加盟個人情報機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」という）に照会し、会員および会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人情報機関および提携個人情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力（返済能力）の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。

(2) 会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人情報機関に登録され、加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 加盟個人情報機関の名称、住所、問合せ電話番号、登録情報、および登録期間は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法および貸金業法に基づく指定個人情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7

新宿ファーストウエスト 15 階

フリーダイヤル 0120-810-414

ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp>

登録情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報

登録期間

①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中および契約終了後5年間

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中および契約終了後5年間

※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

(株)日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定個人情報機関)

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル
フリーダイヤル 0120-441-481
ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp>

登録情報

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

登録期間

- ①本契約に係る申込みをした事実は、申込日から6ヶ月を超えない期間
 - ②本人を特定するための情報は、契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間
 - ③契約内容および返済状況に関する情報は、契約継続中および完済日から5年を超えない期間
 - ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間
 - ⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年間を超えない期間
- (4)提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

TEL 03-3214-5020

ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)会員は、当社および加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

①当社が保有する、会員の個人情報について開示を求める場合には、第7条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

②加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関が保有する会員の情報について開示を求める場合には、第4条(個人信用情報機関への登録・利用)(3)(4)にご連絡ください。

(2)当社が保有する個人情報について、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、各取引のお申込みに対する承諾をしないことがあります。

ただし、本同意条項第2条(1)(2)に同意しない場合でも、これを理由に当社が各取引のお申込みに対する承諾をしないことはありません。

第7条(問合せ窓口)

当社の保有する会員の個人情報に関する問合せや、開示・訂正・削除の申出、第2条(3)の営業目的での利用の中止の申出等に関しましては、下記の当社インフォメーションセンターまでお願いします。

〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタス

りそなカード《ゼゾン》インフォメーションセンター

(事務処理代行 株式会社クレディゼゾン)

東京 03-5996-1341 大阪 06-7709-8010

第8条(各取引の契約が不成立の場合)

(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、および第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の利用をされますが、それ以外に利用されることはありません。

①会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用

②第4条(2)に基づく加盟個人信用情報機関への登録

(2) (1)②は、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第9条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地および当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第10条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することが出来ます。

りそなカード《セゾン》規約

第1章(カードの発行)

第1条(カードの発行)

(1) 本規約を承認し、りそなカード《セゾン》(以下「カード」という)ご利用のお申込みをされ、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が認めた方(以下「本会員」という)にカードを発行します。

(2) 本会員があらかじめ指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことをご承認の上当社に入会の申込みをされ、当社がご利用を認めた方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行します。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。

(3) 家族カードを発行するカードは当社が指定します。

第2条(カードの貸与・保管・管理)

(1) カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に貸与するものです。会員はカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。

(2) カードのご利用はカード表面に印字された会員本人に限定され、カードを貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用などはできません。

(3) 会員はカードを受け取られたと同時に、カードの署名欄に自署するものとします。

(4) 会員が(1)(2)(3)に違反して、他人にカードを利用させまたは利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。

第3条(カードの有効期限・継続)

(1) カードの有効期限は、当社が定めます。

(2) (1)の有効期限までに特に本会員からのお申出がなく、当社が引続き会員として認めた方には、新しい有効期限のカードを送付します。

第4条(暗証番号)

(1) お申込時にお届けいただく暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避け、ご本人以外の方に知られないよう注意していただきます。なお、暗証番号のお届けは、本会員が行うものとします。

(2) 会員が、本会員またはご本人以外の方に暗証番号を知らせ、または知られたことから生じた損害は、本会員のご負担とします。ただし、会員の故意または過失のなかったことが当社で確認できた場合は、本会員のご負担とはなりません。

(3) 本会員から暗証番号の届出がない場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

(4) 暗証番号を変更する場合も本条を準用するものとします。

(5) 会員に当社から複数のクレジットカードが発行されている場合には、暗証番号は各カードごとに定めるものとします。

第2章(カードによる商品購入等)

第5条(カードのご利用方法等)

(1) 当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もございます。

(2) 当社が認める店舗または商品等については、(1)に定める伝票等への署名を省略すること、もしくは伝票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、またはカードの提示および伝票等への署名に代えて暗証番号、カード番号等カード上に記された情報のいずれかまたは両方を入力する方法等により、商品の提供を受けることができるものと

します。

(3)カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社に対してカードのご利用に関する確認をします。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りすることがあります。また、貴金属・金券類・パソコン等の一部の商品では、カードのご利用を制限する場合があります。

(4)カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が審査し決定した額までとします。ただし、当社が必要と認めた場合に変更し、またはご利用を停止します。また、当社が特に認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えてのカードのご利用はできません。

(5)当社のクレジットカードのうち(株)クレディセゾンへ業務を委託しているカードを2枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードにおけるご利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

(6)ご利用可能枠を超えた場合でも、通常のカード利用と同様に支払うものとします。

(7)会員は、換金を目的とする商品購入はできません。

第6条(利用代金債権の債権譲渡)

(1)会員はカードの利用により生じた加盟店の会員に対する債権を次の経路により任意の時期・方法で当社に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。なお、会員は本債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等が会員に対する個別の通知または承認の請求を省略することに異議のないものとします。

①加盟店が当社に譲渡すること。

②加盟店がクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人が直接もしくは他のクレジット会社等を経由してさらに当社に譲渡すること。

③加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡すること、その譲受人がさらに国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

(2)(1)により当社が譲り受ける債権額は、加盟店において会員がカードを提示してご署名いただいた売上票の合計金額とします。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については売上票などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカードおよび暗証番号を操作した売上票の合計額とします。

(3)加盟店との取引を取消等の理由により、代金清算の必要が生じた場合、当社の定める方法で清算するものとし、会員は当該加盟店との間で直接の清算は行わないものとします。

第7条(保険および電話サービス等にかかる代金等のお支払い)

(1)インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下「継続的サービス事業提供者」という)とのお取引にかかわる継続的サービス利用代金のお支払いにカードをご利用される場合、当社が会員のために当該継続的サービスの事業提供者に対してお支払いをご了承いただき、第8条(弁済金等の支払方法等)により当社へのお支払いをしていただきます。

(2)カードでの継続的なお支払いを中止される場合は、カード解約の有無に関わらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申出、承諾を得ていただきます。

(3)会員またはカード解約された元会員(以下「会員等」という)が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払いを行ったときにも、会員等はそのご利用代金を第8条(1)によりお支払いいただきます。

(4)カードがご解約またはご利用停止となった場合は、当社が継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払いを中止できます。この場合に当該契約が解約となっても、当社は責任を負いません。なお、会員等が契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きをお願いします。

(5)会員は、各契約加入申込の条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

第8条(弁済金等の支払方法等)

(1)商品購入代金のお支払方法は、預金口座振替依頼書等にて本会員より指定された金融機関口座からの自動振替とします。お支払金額は商品購入代金を毎月末日に締切り(以下「締切日」という)、(2)の方法により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という)に支払うものとします。なお、事務上の都

合により支払い開始が遅れることがあります。また、当社は金融機関に再度口座振替の依頼ができるものとしますが、当社が再度口座振替の依頼をしない場合にも、本会員は異議のないものとします。支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従い支払うものとします。

(2) 会員にはご利用の都度、以下のリボルビング方式、1回払い、ボーナス一括払い、2回払いまたはボーナス2回払い、分割払いのいずれかを指定するものとします。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限らせていただきます。なお、お支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。

① リボルビング方式—締切日における商品購入代金の残高(以下「締切日残高」という)を基礎として、末尾「ショッピングでのリボ払い月々お支払額算出表」記載の、標準コースもしくは短期コースのうち本会員があらかじめ選択されたコースにより定める金額または本会員が定額コースを選択のうえ、1万円単位であらかじめ指定された金額(以下「弁済金」という)をお支払いいただく方法です。弁済金には、毎月の締切日残高に対し、各コースともに当社が定める手数料を含みます。手数料の実質年率は、カード送付時の書面等にてお知らせします。また、お支払日前にお支払いされた場合にも、その手数料を支払うものとします。

② 1回払い—商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額一括してお支払いいただく方法です。

③ ボーナス一括払い—商品購入代金締切後、最初のボーナス月(1月または8月)のお支払日に一括してお支払いいただく方法です。

④ 2回払い—商品購入代金締切後、最初およびその次のお支払日の2回で均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合には2回目に支払うものとします。

⑤ ボーナス2回払い—商品購入代金締切後、最初およびその次のボーナス月(1月および8月または8月および1月)のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合および分割払手数料は2回目に支払うものとします。支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「ボーナス2回払いのお支払いについて」に記載のとおりとなります。

⑥ 分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に末尾「分割払いのお支払いについて」により算出した分割払手数料を加算した金額を、当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額を支払う方法です。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入します。なお、支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は末尾「分割払いのお支払いについて」のとおりとなります。

⑦ お支払方法の変更—お支払方法の変更を申出られ、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく弁済金は、①の締切日残高および変更した1回払い分、ボーナス一括払い分ならびに2回払い分の合計額を基礎として計算します。また、その手数料も、その合計額に基づき計算します。なお、2回払い分をリボルビング方式に変更する場合に変更の対象となる商品購入代金は、1回目の支払分が当社の定める請求額の確定日に確定する以前にお申出いただいた場合のみ当該商品購入代金の全額とし、当該確定日以後にお申出いただいた場合は、支払金額が確定した売上分とします。

⑧ お支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法でお申出いただくことにより、すべての商品購入代金のお支払方法をリボルビング方式へ変更できます。

(3) (2)①の弁済金、②の1回払いによりお支払いいただく金額および、③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月のお支払金額の総称を「弁済金等」という)はあらかじめご利用明細書でお知らせします。弁済金等については、ご利用明細書受取後20日以内に、本会員から特にお申出のない場合は承認されたものとします。

(4) 本会員に、当社の定める請求額の確定日までに当社にお申出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額することができます。

(5) 手数料率、末尾「月々お支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更させていただくことがあります。その場合、第21条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせいたしましたときの残高を含め、変更後の手数料率および金額が適用されます。

第9条(遅延損害金)

(1) 弁済金等のお支払いが遅れた場合は当該金額(第8条(弁済金等の支払方法等)(2)①および⑤の手数料を除きます。)に対し、各お支払日の翌日からお支払完了に至るまで、年14.6%で計算された遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金については、当該分割支払金の残金全額に対し年6.0%で計算された額を超えないものとします。

(2) 第22条(期限の利益の喪失)によりお支払期日前に全額お支払いいただくことになった場合は期限の利益を喪失した日の翌日からお支払完了に至るまで、一回払いおよびリボルビング方式による商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%、分割支払金の残金全額については年6.0%で計算された遅延損害金をいただきます。

(3) 遅延損害金の料率の変更については第8条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用します。

第10条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、会員が当初の契約のとおりにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、会員は78分法またはこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第11条(商品の所有権)

購入された商品の所有権は、お支払いが完了するまで当社にあるものとします。

第12条(見本、カタログ等と現物の相違)

見本、カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用店舗に対し商品等の交換または契約の解除を申出することができます。

第13条(支払停止の抗弁)

(1) 本会員は、リボルビング払い、2ヵ月を超える1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いおよび分割払いのカード利用で以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等のお支払いを停止することができます。

① 商品・権利の引き渡しやサービスの提供がなされないなどの場合。

② 商品の破損、汚損、故障、または商品・権利に、その他何らかの欠陥がある場合。

③ その他、会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。

(2) 当社は、本会員から(1)の支払いの停止のお申出があったときは、直ちに当社の定める手続きをします。

(3) (2)のお申出のときは、問題解決のために店舗との交渉に努めていただきます。

(4) (2)のお申出のときは、上記内容がわかるものを書面にて(資料がある場合には資料を添付してください)当社に提出していただくようお願いいたします。また、申出られた内容を当社が調査するときは、ご協力をお願いいたします。

(5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払いを停止することはできません。

① 商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

② リボルビング払いで利用した1回の商品購入に係る現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。

③ リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入に係る支払総額が4万円に満たないとき。

④ 本会員によるお支払い停止のお申出内容が信義に反すると認められるとき。

第3章(キャッシングサービス)

第14条(キャッシングサービス)

(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けられます。本会員が申込み当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスをご利用できます。

① 当社および当社の提携する金融機関等組織(以下「提携金融機関」という)の現金自動支払機または現金自動預払機(以下「CD・ATM」という)を利用する方法。

② 当社所定の手続きにより第8条(弁済金等の支払方法等)(1)で本会員が指定した金融機関口座に振込む方法。

③ その他当社が定める方法。

(2) 1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位とします。ただし(1)②の方法による場合、および当社が認める場合に限り1,000円単位

とします。キャッシングサービスのご利用可能枠およびご利用の停止については第5条(カードのご利用方法等)(4)、当社のクレジットカードのうち(株)クレディセゾンへ業務を委託しているカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、およびそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第5条(5)を適用します。

(3)当社は、会員のキャッシングサービスご利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。

第15条(融資金の支払方法等)

(1)キャッシングサービスご利用による融資金(以下「融資金」という)および利息(融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という)のお支払方法は、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング払い」という)、または一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。

①リボルビング払い-本会員が以下の標準コース、または短期コースのうちあらかじめ選択されたコースによりお支払いいただく方法です(ただし標準コースは、当社が認めた場合に限り選択いただけます)。

○標準コース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、締切日の融資金残高が10万円を超えたときはお支払金額が2千円増額され、これに加え5万円を超える毎に2千円ずつ増額されます。

○短期コース-毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、締切日の融資金残高が20万円を超えたときはお支払金額が5千円増額され、これに加え10万円を超える毎に5千円ずつ増額されます。

②一括払い-お支払日に融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です(①の毎月のお支払い金額と②によってお支払いいただく金額とを合わせ、以下「返済金」という)。

③お支払いの変更-お支払いの変更を申出られ、当社が認めた場合には、締切日現在の一括払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、新たにリボルビング払いでお支払いいただく返済金は、①の締切日融資金残高および変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。また、その利息も、その合計額に基づき計算します。

④お支払方法の自動変更サービス-当社の定める方法でお申出いただくことにより、すべての融資金等のお支払方法をリボルビング払いへ変更できます。

(2)融資利率は、カード送付時の書面等にてお知らせし、利息は毎月締切日の融資金残高に対し前のお支払日の翌日から次回のお支払日までの日割計算によって計算された金額となります。ただし、第1回目の利息は、ご利用日の翌日から第1回目お支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はございません。

(3)融資金の締切りならびに返済金のお支払日、その他の支払方法については第8条(弁済金等の支払い方法等)(1)を、返済金の請求通知等については第8条(3)を、返済金の増額については第8条(4)を、リボルビング払いの額および利率の変更については第8条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社の定めた方法によりお支払日前にご返済いただくこともできます。この場合の利息については、ご利用日、または前回お支払いいただいた日の翌日からの日割計算によって計算された金額とします。

(4)(2)または(3)の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息を支払うものとします。

(5)当社は、貸金業法第17条および同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスのご利用・ご返済の都度交付するか、または、毎月一括記載により交付するかを任意に選択できるものとします。なお、毎月一括記載による交付に同意されない場合、当社は、キャッシングサービスのご利用を制限または中止することがあります。

(6)(5)の書面に記載する、返済期間、返済回数および返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。

第16条(遅延損害金)

(1)返済金のお支払いが遅れた場合は、当該金額の融資金相当分に対し、各お支払日の翌日からお支払完了となるまで年20.0%を乗じ日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(2)第22条(期限の利益の喪失)に該当し支払期日前に全額支払うことになった場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日からお支払完了となるまで年20.0%を乗じ日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

(3)遅延損害金の利率の変更については第8条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用します。

第4章(共通事項)

第17条(支払額の充当方法)

(1)本会員からお支払いいただいた金額が、支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせず当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払が、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせず当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債権にも充当できるものとします。

(2)(1)の規定にかかわらず、リボルビング払いの支払停止抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

第18条(カードの紛失、盗難等)

(1)カードを紛失されたり、盗難にあわれた場合(以下「紛失等」という)、速やかに当社へ連絡し、当社の定めた書面をご提出のうえ、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。

(2)(1)の場合、ご本人以外によるカードのご使用により生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後発生した分については、会員の責任はないものとします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員が支払うものとします。

①会員が第2条(カードの貸与・保管・管理)に違反されたことによる場合。

②①以外に、会員が本規約に違反されている場合。

③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

④会員の故意または重大な過失によって、紛失等が生じまたは損害が拡大した場合。

⑤第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。

⑥カードが会員の家族、親類、同居人、その他会員ご本人以外の関係者によって使用されたことによる場合。

⑦(1)の届出書面に虚偽の申告があった場合、または正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第19条(カードの再発行)

(1)カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用できなくなった場合には、会員には当社が定める手続きをおとりいただき、当社が認めた場合に再発行します。この場合、本会員には当社が定めるカード再発行費用をご負担いただきます。なお、カード再発行費用については、第8条(弁済金等の支払方法等)(2)②に定める1回払いとして取扱います。

(2)(1)によりカードを再発行した場合、会員は継続的サービス事業者の要請により会員番号等の変更情報等が当社から当該継続的サービス事業者へ通知されることをあらかじめ承認していただきます。

第20条(お届け事項の変更等)

(1)本会員は、住所、氏名、電話、勤務先、金融機関口座等のお届け事項に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続きをおとりいただきます。

(2)変更となった旨の連絡がなかったために、当社が本会員にお届けする請求書、通知書等が未到着の場合でも通常通りに到着したとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続きをとれなかった場合を除きます。

(3)当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届け出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届けまたは収集内容に変更することができるものとします。

第21条(本規約の変更等)

当社は本規約の一部もしくはすべてを変更する場合は、当社ホームページ(<http://www.resonacard.co.jp>)での告知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせします。お知らせ後に会員がカードをご利用された場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。

第22条(期限の利益の喪失)

(1)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

①弁済金等のお支払いが遅れ、当社から20日以上の間相当な期間を設け、その旨を書面にて催告したにもかかわらず、その期間内のお支払いがなかったとき。

②商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本会員の弁済金等のお支払いが1回でも遅れたとき。

③お支払いが完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。

④返済金のお支払いが1回でも遅れたとき。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

⑤自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。

⑥差押、仮差押、仮処分または滞納処分を受けたとき。

⑦本会員または本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。

(2)以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により、期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

①(1)①から④を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。

②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。

③会員が第25条(その他承諾事項)(2)各号のいずれかに該当していることが判明したときまたは、当社が第25条(2)に定める報告を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第23条(業務委託)

当社は必要に応じて、会員に対する各種サービスの提供、データ処理、その他の当社業務を、当社が適当と認める第三者(当社に対し秘密保持を約束する者に限る)に委託することができるものとします。

第24条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地および当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第25条(その他承諾事項)

(1)その他以下の事項をあらかじめ承諾していただきます。

①第9条(遅延損害金)、第16条(遅延損害金)の遅延損害金および第15条(融資金の支払方法等)(2)の融資金の利息は、暦日による日割計算で行うこと。

②キャッシングサービスのご利用および返済金のお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。なお、支払方法については第8条(弁済金等の支払方法等)(1)を、請求通知等については第8条(3)をそれぞれ適用します。

③本会員のご都合により第8条(弁済金等の支払方法等)、第15条(融資金の支払方法等)以外のお支払方法において発生した入金費用、公租公課、または訪問集金費用、当社が督促手続きを行った場合の費用、お支払いに関する公正証書の作成費用は、会員資格をなくされた後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、第16条(遅延損害金)の遅延損害金に含まれるものとします。

④当社が本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関またはその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

⑤当社が会員にお貸ししたカードに偽造、変造等が生じた場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、およびカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。

⑥当社が本会員に対し、与信および与信後の管理のため確認が必要な場合には、勤務先、収入等の確認を求めるとともに、本会員の住民票等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取付、ご提出いただくことがあること。

⑦当社が本会員に対し、与信および与信後の管理、弁済金等または返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅、携帯電話、勤務先およびその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。

⑧本会員のカードについて第8条(1)の口座振替によるお支払いが連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

⑨⑧の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

⑩当社が本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

⑪カードの使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

(2)本会員は、会員が現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに該当事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

①暴力団員

②暴力団準構成員

③総会屋等(総会屋、会社ゴロ等)

④社会運動等標ぼうゴロ

⑤特殊知能暴力集団等

⑥その他①～⑤に準じる者

第26条(会員資格の喪失等)

(1)当社は本会員が以下のいずれかに該当した場合は、通知または催告なく会員資格の取消し、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更等の処置をさせていただきます。また、当社からカードの返却、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①第8条(弁済金等の支払い方法等)(1)の自動振替手続きのために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、または第25条(1)⑨の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

②第22条(期限の利益の喪失)(1)または(2)各号のいずれかに該当したとき。

③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込みなどで虚偽の申告をしたとき、または、当社に対する債務の返済が行われないうとき。

④信用情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断したとき。

⑤第20条(お届け事項の変更等)(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑥第5条(カードのご利用)(7)に定める換金を目的とした商品購入等、またはキャッシングサービス、その他暗証番号を利用するサービスもしくはその他のカードのご利用状況が、不適切または社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

⑦当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、または当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為があったとき。

⑧本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。

(2)(1)の処置は、店舗、CD・ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行うものとします。

(3)会員のご都合でカードを解約される場合には当社所定の届出を行っていただき、カードを返却していただきます。

(4)本会員が会員資格を取消された場合には、家族会員も同様とし、(3)を適用します。

第27条(日本国外でのカードのご利用)

日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。

①カード利用代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により、所定の海外取引関係事務処理経費を加えたレートで円に換算した金額を支払うものとします。ただし、海外キャッシングサービスについては海外取引関係事務処理経費を加えません。

②商品購入代金および融資金のお支払方法は1回払いとします。

③この規約のすべての事項については、外国為替および外国貿易法等を含め日本法が適用されます。

④当社は当社の指定する国におけるカードのご利用をいつでも中止または停止することができます。

第5章 りそなゴールド《セゾン》特則

第28条(適用)

りそなゴールド《セゾン》(以下「本カード」という)については、第27条までの規定に加え本特則を適用します。両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

第 29 条(カードの発行)

第 27 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員または家族会員として認めた方(以下「会員」という)に本カードを発行します。

第 30 条(年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの 1 年分を、会員登録月の末日を締切日として、第 8 条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第 31 条(融資金の支払方法等)

第 15 条(融資金の支払方法等)(1)①に以下のコースを追加します。

○定額コース—本会員があらかじめ指定された金額(利息を含む)をお支払日にお支払いいただく方法です。指定金額に満たない場合は全額お支払いいただきます。

*5 万円コース—本会員が 5 万円ずつお支払日に支払う方法です。ただし、締切日の融資金残高が 100 万円を超えたときは、お支払金額が 5 千円増額され、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額されます。

*10 万円コース—本会員が 10 万円ずつお支払日に支払う方法です。ただし、締切日の融資金残高が 200 万円を超えたときは、お支払金額が 5 千円増額され、これに加え 10 万円を超える毎に 5 千円ずつ増額されます。

第 32 条(会員資格の喪失等)

第 26 条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。

⑨年会費のお支払いがないとき。

第 6 章 りそなカード《セゾン》セレクト特則

第 33 条(適用)

りそなカード《セゾン》セレクト(以下「本カード」という)については、第 27 条までの規定に加え本特則を適用します。両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

第 34 条(カードの発行)

第 27 条までの規約と本特則(以下総称して「本規約」という)をご承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社が第 1 条に定める本会員または家族会員として認めた方(以下「会員」という)に本カードを発行します。

第 35 条(年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの 1 年分を、会員登録月の末日を締切日として、第 8 条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約または会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

第 36 条(会員資格の喪失等)

第 26 条(会員資格の喪失等)(1)に以下の事項を追加します。

⑨年会費のお支払いがないとき。

■ショッピングでのリボ払い月々お支払額算出表(第 8 条(2)①参照)

標準コース		短期コース	
ご利用があったときの 締切日残高	弁済金 (月々のお支払額)	ご利用があったときの 締切日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1~60,000円	3,000円	1~100,000円	10,000円
60,001~200,000円は 20,000円増すごとに	1,000円ずつ加算	100,001円~は 50,000円増すごとに	5,000円ずつ加算
200,001~400,000円は 25,000円増すごとに	1,000円ずつ加算	注 1. 弁済金が上記の算出表の 該当弁済金の額に満たない 場合には、全額となります。 注 2. 新たなカードの利用がないと きは、前回と同額のお支払 額となります。	
400,001~500,000円は 50,000円増すごとに	1,000円ずつ加算		
500,001円~は 50,000円増すごとに	2,000円ずつ加算		

(例) 標準コース、実質年率 15.0%、4/11 に 60,000 円(税込)を利用の場合

● 1 回目 6/4 に支払う弁済金：3,000 円

手数料：60,000円×15.0%÷12ヵ月=750円

お支払後残高：57,750円

●2回目7/4に支払う弁済金：3,000円

手数料：57,750円×15.0%÷12ヵ月=721円

お支払後残高：55,471円

■ボーナス2回払いのお支払いについて(第8条(2)⑤参照)

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月
支払回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支払期間(ヶ月)	12	11	10	9	8	7	13	12	11	10	9	13
実質年率(%)	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79	4.24	4.80	5.54	6.55	3.43
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※実質年率は、小数点第3位を切り上げて表示しています。

(例)現金価格50,000円(税込)の場合

●分割払手数料 50,000円×(3.0円/100円)=1,500円

●支払総額 50,000円+1,500円=51,500円

●各支払日の分割支払金 1回目 25,000円、2回目 26,500円

■分割払いのお支払いについて(第8条(2)⑥参照)

支払回数(回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率(%)	9.9	11.0	11.3	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	12.2
現金価格100円当たりの手数料の額(円)	1.17	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68

(例)現金価格50,000円(税込)、10回払いの場合

●分割払手数料 50,000円×(5.7円/100円)=2,850円

●支払総額 50,000円+2,850円=52,850円

●各支払日の分割支払金 52,850円÷10回=5,285円

■キャッシングでのリボ払い月々お支払額算出表(第15条(1)①参照)

ご利用残高	りそなカード《セゾン》 りそなゴールド《セゾン》		りそなゴールド《セゾン》	
	標準コース	短期コース	5万円コース	10万円コース
1円～100,000円まで	4,000円	10,000円	ご利用残高 1,000,000円 までは 50,000円	ご利用残高 2,000,000円 までは 100,000円
100,001円～150,000円まで	6,000円			
150,001円～200,000円まで	8,000円			
200,001円～250,000円まで	10,000円			
250,001円～300,000円まで	12,000円			
	以降50,000円増すごとに2,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに5,000円ずつ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれます。

※新たなお借入れまたは、お支払日前日までにお支払いをされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額をこえる場合があります。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に1,000円単位ごとで加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までとします。

※標準コースは当社が認めた場合に限り選択いただけます。

IC カード特約

第 1 条 (適用)

本特約は、カードが、IC チップを組み込んだカード(以下「IC カード」という)である場合の IC カードの利用方法について定めたもので、りそなカード《セゾン》規約およびりそなカード《セゾン》規約とともに適用される特約に加え、IC カードの貸与を受けた会員に適用されます。各規定が重複する場合、本特約を優先します。

第 2 条 (暗証番号)

本会員は、当社所定の方法によりりそなカード《セゾン》規約第 4 条(暗証番号) (1) の暗証番号の変更登録を申出ることができます。この場合、本会員は IC カードを当社所定の方法により返却し、当社が認めた場合、IC カードの再発行を受けることまたはその他当社所定の方法により変更後の暗証番号を利用できるものとします。

第 3 条 (IC カードの管理)

IC カードの管理については、りそなカード《セゾン》規約第 2 条(カードの貸与・保管・管理)に以下の項目を追加します。

(5) 会員は IC カードの破壊、分解等または IC カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。

第 4 条 (期限の利益の喪失)

りそなカード《セゾン》規約第 22 条(期限の利益の喪失) (1) に以下の項目を追加します。

⑧ IC カードの破壊、分解等を行い、または IC カードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

第 5 条 (特約の変更)

本特約が変更され、その変更内容を本会員にお知らせした後に、会員が IC カードをご利用された場合は、内容をご承諾いただいたものとみなします。

(問合わせ先)

(1) 商品購入についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用になった店舗にご連絡ください。

(2) 立替払い(お支払い)、支払停止の抗弁に関する書面(りそなカード《セゾン》規約第 13 条(4))、およびキャッシングサービスについてのお問合せ、ご相談は下記におたずねください。

りそなカード株式会社

〒135-0016 東京都江東区東陽 2-2-20

貸金業者登録番号 関東財務局長(10)第 00484 号

日本貸金業協会会員 第 000452 号

りそなカード《セゾン》インフォメーションセンター

(事務処理代行 株式会社クレディセゾン)

東京 03-5996-1341

大阪 06-7709-8010

ホームページアドレス <http://www.resonacard.co.jp>

当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL 03-5739-3861

2012 年 3 月 31 日現在

●本規約に同意されない場合またはお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前にカードを切断し、解約される旨を明記の上当社宛ご返送ください。